

「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書

広島・長崎の原爆被害から 73 年目になる。

「ふたたび被爆者をつくるな」と、この地球上から核兵器をなくすことは、原爆被害者の悲願であり、「非核三原則」を国是とする核兵器反対のわが国の政策とも一致するものである。

今、核兵器廃絶を目指す潮流は、大きく強くなってきている。

その一つは、昨年 7 月、国連で 122 か国の賛成を得て「核兵器禁止条約」が採択されたことである。条約は第 1 条で「核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、受領、使用、使用の威嚇」を全面的に禁止しており、画期的な内容である。

さらに、この条約採択に際し世界各国で革新的な貢献したとして、昨年 10 月、ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）がノーベル平和賞を受賞したことは、核兵器廃絶へ向けての国際的な合意を強く後押しするものである。

日本政府は、「目標は同じでも手段が違う」としてこの条約に反対を表明しているが、今こそ日本は、唯一の戦争被爆国として、地球上の核兵器廃絶に向け国際間の調整役など主導的役割を果たすべきである。

そのために、日本政府及び国会に対し「核兵器禁止条約」に署名・批准することを強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 29 日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

外務大臣 河野 太郎 殿

衆議院議長 大島 理森 殿

参議院議長 伊達 忠一 殿